

【令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業】（北海道剣淵町）

令和6年2月20日現在

No	交付対象事業名称	経済対策との関係	事業費（千円）	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	成果目標
1	剣淵町低所得世帯支援事業 【物価高騰対策給付金】	物価高から国民生活を守る	32,215	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 450世帯×70千円 事務費 715千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯（450世帯）	R6.1	R6.3	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する
2	剣淵町低所得世帯支援事業 【住民税均等割のみ課税世帯給付金】【物価高騰対策給付金】	物価高から国民生活を守る	10075	①物価高騰が続く中、住民税均等割のみ課税世帯への支援を行うことで、その方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び事務費 ③給付金 令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 95世帯×100千円 事務費 コピー用紙1冊×1千円=1千円 郵便料 84円×95世帯×3回（発送・返信・確定通知）=24千円 振込手数料 110円×95世帯=11千円 システム改修業務委託料 539千円 ④令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 95世帯	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する
3	剣淵町低所得世帯支援事業 【子ども加算給付金】【物価高騰対策給付金】	物価高から国民生活を守る	2,419	①物価高騰が続く中、非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に属する18歳以下の子どもがいる世帯への支援を行うことで、その方々の生活を維持する。 ②非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に属する18歳以下の子どもがいる世帯への給付金及び事務費 ③給付金 令和5年度分の非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に属する18歳以下の子どもがいる世帯 非課税世帯に属する18歳以下の子ども26人×50千円、住民税均等割のみ課税世帯に属する子ども13人×50千円 事務費 コピー用紙1冊×1千円=1千円 郵便料 84円×15世帯=2千円 振込手数料 110円×15世帯=1千円 システム改修業務委託料 465千円 ④非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に属する18歳以下の子ども 39人	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する
4	地域公共交通維持・確保支援事業（R5補正分・重点支援地方交付金分）	物価高から国民生活を守る	3,500	①地域公共交通は自動車を利用しない住民にとって、通勤、通学、買い物、通院などの移動手段となり、日常生活を支えます。特に高齢者の多い過疎地域では重要な移動手段であり、原油価格高騰の中でも継続・維持等できるよう応援し、重要な路線バスの維持及び公共交通機関としての役割の確保を図る。 ②③1事業者3,500千円 ④路線バス事業者	R5.4	R6.1	助成する路線バス運航事業者：1事業者助成金額：3,500千円

5	高齢者等の冬の生活支援事業 (R5補正分・重点支援地方交付金分)	物価高から国民生活を守る	200	<p>①剣淵町内に居住する低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び生活保護世帯は、物価高等の影響を受けていることから、物価高騰対応事業として厳冬期の生活に要する増嵩経費の一部を助成することにより、当該世帯の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>②高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び生活保護世帯 合計20世帯</p> <p>③200千円(高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び生活保護世帯20世帯×10,000円商品券)</p> <p>④町民</p>	R5.11	R6.1	<p>助成対象世帯：20世帯</p> <p>助成(商品券)総額：200千円</p>
6	水道料基本料金減免事業(R5補正分・重点支援地方交付金分)	物価高から国民生活を守る	5,646	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、物価高等の影響を受けている町民の負担を軽減するため、物価高騰対策事業として3か月分(令和6年1月～3月)の水道料金の基本料金の減免(公共施設を除く)、また、町の簡易水道対象外地域で構成する地区水道組合等に対し、基本料減免に係る補助金を交付する。</p> <p>②簡易水道利用世帯970世帯、地区水道組合10組合、他市町村水道利用者1世帯</p> <p>③5,646千円【5,100千円(簡易水道利用世帯1か月減免1,700千円×3か月)、540千円(地区水道組合1か月減免180千円×3か月)、6千円(他市町村水道利用者1.8千円×3か月)】</p> <p>④町民・事業者</p>	R6.1	R6.3	<p>減免対象世帯数等：簡易水道利用世帯970世帯、地区水道組合10組合、他市町村水道利用者1世帯</p>